



岩戸開き

横代神楽

藤 真沙夫

神楽につて

神楽は神の施す呪力ある音楽舞踊であり、また早くから神を慰める歌舞とも考えられていた。その語原については、かんがり、かぐれあい（神が寄りつく意味）かぐれ（歌のかけあい）の名詞形とする説などがあるが、このなかでもっとも有力なのは神座説である。

安永七年（一七七八）に江戸で没した俳人小栗百方も「屠亀工隨筆」で、神座は「しばらく神をやどす」所と述べ、その前で歌えば神楽歌であるとしているし、近代でも「大言海」の大槻文彦氏は、カムウラ（神座）の變化したもので「神座遊」の略であろうとされ、さらに折口信夫氏は神体の獅子頭を入れてもち歩く移動式の神座をさすもの、また志田延義氏は舞人の手にもつ採物を神の降臨する神座とし、その名称が楽舞全体に及んだとする説をかがげて、それぞれ神座説をとられている。

この神座で行なわれた芸能に、主として「かぐら」の名が移り、文字に「神楽」と書かれるようになったのは、伎楽などの外来楽の名称に準じて、雅楽の整備された平安朝中期であろう。それは「古今集」（九〇五年成る）には神遊びの歌、「拾遺集」（九九六年成る）には神楽歌があるが、宮廷御神楽の固定化、恒例化のはじめは、長保四年（一〇〇二）になされた内侍所御神楽の「始行」にあるという説が有力であり、これを機に、神楽は宮廷音楽として成立して行ったからである。

神楽は、この宮廷で行なわれるものと、民間で行なわれるものとの二種に分けられる。

前者は「御神楽」、後者は「里神楽」「太々神楽」などとよばれる。

現在宮中では十二月十五日賢所前庭の神楽舎で行なわれるが、この神楽は、昔神鏡を奉斎する温明殿（内侍所）と、その西側にある綾綺殿と間で行なわれた内侍神楽の踏襲である。

この宮中の神楽の起りとして、古来つねにとり上げられている物語は、天岩戸の前における天鈿女命の歌舞である。天照大神の再現をねがう手段として「真折を懸にし、難を纏にかけ、小竹葉を水草に結って、宇気伏せて踏みとどろかし（空洞のある木を伏せて踏み鳴らす）舞うた」舞踊が原形である。

これは古代社会にあつて、一般社会習俗としてあつた葬祭あるいは鎮魂の儀礼に伴う歌舞の、物語への反映であらう。

「古語拾遺」（八〇七年成る）の神武天皇橿原に都を定め、天神地祇を祭るの条に「瓊女君ノ氏ハ、神楽之事ニ供へ」とあるが、瓊女君は天鈿女命の子孫といわれ、代々鎮魂のことを司っていた。このことは神楽の第一義である鎮魂舞踊の要素を継承して行ったことを証明している。

この鎮魂の神事舞踊である御神楽は、神役のものが、神の資格で人間を対象として行なう神態であった。それ

が後に神の觀念が移りかわって、神を対象として奏奏するという考えになった。神樂はそうした目的をもって行なわれている。しかし雅樂、能樂、田樂などの諸芸能を母胎として成立したといえる御神樂は、神事芸能の正統に属するものであり、その性格も明らかに信仰的であるが、いっぽう民間の神樂は鎮魂という呪術的なものよりも、むしろ被^はいのために行なうのを主な目的としている。

民間の神樂には、地方により新古さまざまの系統があり、複雑な様相を呈している。その発生や成立期は詳かにしないが、いずれも中世の田樂から派生分化したものと考えられる。

現在、地方により種々の発達をとげ、北は北海道渡島半島の松前神樂を初め、東北地方の能舞、山伏神樂、番樂、南部神樂、関東の太々神樂、中部地方の霜月神樂、獅子神樂、中国地方の大原能、大元神樂、神殿神樂、九州では佐伯神樂、日向神樂、平戸神樂、肥後神樂、神舞等に至るまで全国各地に広く分布し、NHKテレビの「ふるさとの歌まつり」には、必ずといってよいほど毎週登場しているが、その数は数千といわれる。

これらを系統的に分類することは容易でないが、本田安次氏(早大教授)は、おおよそ巫子神樂、出雲流神樂、伊勢流神樂、獅子神樂(山伏神樂、太神樂)の四つに分けていられる。

巫子神樂

巫子の神懸りの舞が洗練されたもので、奈良の春日神社や東京の日枝神社などに伝わる巫子舞を中心とする神樂である。

出雲流神樂

維新前は出雲大社に並ぶ社であった佐陀大社(島根県八束郡鹿島町)の大祭である。九月二十四、五日の御座替の祭に行われる神樂で、御座を清める七座神事(劍舞い、清目、散供、勧請、祝詞、御座、手草)を前段とし

て、後段は神能(大社、真切靈、殿島、恵比須、八幡、磐戸、三韓、八重垣、荒神、住吉、武甕槌、山神祭)という十二段の能風の曲目が演じられる。

この神樂は、採物の舞を主とし、能に合わせて行なわれるが、今では両方が混合して一連のものとなっているところが多い。分布は山陰、山陽から遠く近畿、関東まで広がるが、鷲宮神樂(埼玉県)や里神樂(東京)をはじめ、熱田神宮の太々神樂はその亜流に属し、さらに大原能(島根県大原郡)大元神樂(石見)神殿神樂(備中)と伝わり、九州に入ると高千穂神樂その他を展開させ、発展して行った。

伊勢流神樂

出雲流神樂が採物の舞を中心とするのとは異なって、湯立を中心行事とする神樂である。

明治の維新前まで、伊勢の神宮に仕えた神樂役人たちが行なっていた神事の神樂を根源とし、その基本的な様式は、神前に供えた釜によって湯をわかし、この湯を身にあび、もしくは身に振りかけることによって清まるという信仰行事であった。年に一度、霜月に天下泰平、五穀豊饒を祈って行なわれたところから霜月神樂と呼ばれ、秋田県の保呂羽山宇志別神社(平鹿郡大森町)を中心に行なわれており、さらに様子を交えて、信濃、三河、遠江の山中でも行なわれている。

長野、愛知両県を流れる天竜川の流域では、冬祭(長野県下伊那郡天竜村坂部) 遠山祭(長野県下伊那郡遠山) 花祭(愛知県下設楽地方) 霜月祭(愛知県北設楽郡富山村大谷) などの名で呼ばれ広く分布している。

獅子神樂

獅子を権現とあがめ、獅子頭を奉じて各戸を訪れ祈禱をし、その余興に古風な一種の能や曲芸的な散樂を演ずるものである。東北地方の太平洋側では山伏神樂、権現舞、あるいは能樂などの名で呼ばれ、日本海側では、番

楽、あるいは獅子舞、ひやまなどよぶ。このほか伊勢、尾張でおこったといわれている太神楽も、この獅子神楽を根源とする系流に属するものである。

このように神楽には、種々の系統がみられ、それらはさまざまな先行芸能の影響をうけて、総合芸能的な色彩を加えながら発達して行ったのである。

横代神楽

横代神楽は、採物を主とする出雲流神楽で、もともと赤幡神楽（築上郡築城町赤幡神社）の系統を引くものである。

しかし、その曲目の中には、伊勢流神楽の「湯立」や獅子神楽から派生した太神楽の系列に入る散楽的な曲芸の内容をもつ「剣の舞」や「五本剣」「木登り」などがあり、このことは、永い歴史の過程において、いつの間にかいろいろの種類が混り合い、今日の横代神楽をはじめとする豊前地方の神楽（京都郡の若宮神楽、黒田神楽等）を形成して行ったものであろう。

起源

横代神楽のおこりは明らかでない。里説によると、元和三年（一六一七）豊前地方に風水害や早魃がつづいたとき、藩主細川忠興は領内の神社、寺院に命じて祈願を行なわせた。

そのとき横代村では、氏子中より産土神の高倉八幡神社に神楽を奉納したのが横代神楽のおこりとされている。しかし、これを確証づける文献は、今のところ発見されていない。

手がかりとする高倉八幡神社の古文書は、慶応二年小倉が長州藩に攻撃されたとき、その混乱の中でほとんど

紛失してしまった。そのため元和三年説を立証することは出来ないが、わずか残された古文書の中に、正徳五年（一七一五）正月十五日に企救郡横代村庄屋与兵次、彦平の連署で城野手永の城野四郎左衛門に差出した「神社書付差出書」がある。それによると

本社

高倉八幡宮社

祭礼八月二十五日

神事手草神楽湯立やぶさみ古来より今に仕り候

氏子 横代村中

但し神田村中にて作り 八月十九日御酒御供そなへ しめおろし しまいに座りて座 同二十三日御酒御供そなへ村中打寄古来より今に座仕り候と誌るされている。この差出書から考えると横代神楽は、すでに江戸中期以前から存在していたことが明らかである。

沿革

横代神楽が高倉八幡神社の奉納神事楽として、昔から伝えられてきたことは前に述べたとおりであるが、正徳五年以降、秋祭（旧暦八月二十五日、新暦十月八日）や祈禱にも奉納されてきた。

高倉八幡神社に現存する古文書によると



五行の舞

「神社書付差出書」

正徳五年の項 八月二十五日 高倉八幡神社秋祭

享保二年の項 右と同じ

同十一年の項 右と同じ

(筆者注) 差出書は、いづれも正月中に提出されている。おそらく前年分を報告したものであろう。)

「両社諸御祈禱控」安政五年 森山備前守

万延元年三月朔日 高倉八幡にて村中安全、諸病退除祈禱に奉納

文化元年七月十九日より二十一日まで 右と同じ

慶応二年五月八日 貫社にて藩主の武運長久祈禱に奉納

同 三年四月九日 高倉八幡にて國家安全、五穀豊饒、産子中安全祈禱に奉納

「布告控」 明治五年

明治五年三月朔日より七日まで 到津社千三百年祝祭に奉納

と、明治初年まではかなり断片的ではあるが、拾い上げることができる。このほか葛原八幡の祭礼奉納札にも江戸中期のものがある、実際ではかなり継続して行なわれてきたと思われるが、高倉八幡神社の古文書紛失のため、今ではそれを記録することも出来ないのはまことに残念である。

ところで、私が久しく疑問を抱いて来たのは、横代神楽は里説のように元和の昔から、氏子たちによって組織され奉納されて来たのであろうか、ということである。

出雲流神楽の根源をなす、出雲の佐陀大社の御座替の祭には、昔から当社支配の秋鹿、島根、楯縫の三郡と意宇半郡の社家(神職)たちが集ってきてとり行なった。これは明治維新前まで続いている。

この系統である豊前の赤幡神楽も、昔は築上郡の社家たちによって座を作り、小笠原小倉藩主入国後は、八坂神社の祭礼には京都郡の社家神楽と隔年交替で奉納した。この社家による神楽が廃止されたのは明治初年で、それ以後氏子たちに伝授されて今日に及んでいる。

こうした源流をたどると、横代神楽の座も、社家神楽の伝統を守り、これを踏襲してきたものと考えざるを得ない。この素朴な解明の糸口を最近やっと、私は「高倉八幡神社古文書」の中に見出して、感動したものである。

「両社諸御祈禱控」

慶応二年寅五月六日より八日迄 於貫社に上御武運長久のため日合迄手永中御祈禱執行仕候仲間人数石川美

濃守、森山備前守、深田織衛、石川淡路、森山伯耆、同直、石川上野、之右仲間中にて萬日には手草神楽仕候

但し御初穂の儀は銀三枚

この記録は、小倉城自焼(八月一日)の約三ヶ月前に、藩主小笠原忠幹の武運長久の祈願を小倉区貫の荘八幡神社で行なったときのもので、昔から横代神楽が企救郡中の社家による神楽であった事実を立証する貴重な資料である。さらに

「布告控」 明治五年

明治五年壬申三月朔日ヨリ七日迄一七日之間 於到津社千三百年祝祭執行ニ相成候

右日合中詰切ニ出勤候人数郡中之社家不残出勤仕候 猶又初日一千度祓神樂執行 二日祓神樂執行 三日御幸之処風雨ニ付延引 四日五日於浦之浜ニ御幸之事 六日清祓之式 七日御供備之事 并湯立神樂執行 猶又日合中神道講話仕候 (以下略)

と郡中社家によって、神樂が奉納されたことを物語っている。

赤幡神樂も明治初年に社家神樂を廃止し、氏子たちによって神樂の奉仕が行なわれたのは明治七年のこと、横代神樂も同様の運命をたどり、明治五年到津八幡神社で奉納して間もなく、企救郡の社家による神樂は中絶してしまつたと考えられる。このことは慶応四年の神仏分離の令が、社家たちに混乱と動搖を招いた時代的背景がひとつの誘因ではなかつたかとも考えられる。

それを惜しんで明治十八年頃、高倉八幡神社の氏子である横代村の人たちが、赤幡神樂の社中を招いて、改めて伝授を受け(古老談)これを習得して神樂を奉仕しているのが現在、上横代の人たちの横代神樂講話社である。かつて北九州市には、このほかに豊前神樂として門司の柳神樂や小倉の石田神樂、蟠田神樂、砂津神樂などがあつたが、今はいづれも衰退してしまつて、この横代神樂と西谷の合馬神樂、それに門司の大積神樂だけを残すのみとなつてしまつた。その存在は、北九州市内に現存する民俗芸能の分野で、神樂の伝統を守るものとして貴重なものである。

舞の種類

出雲の佐陀神樂は御座替の祭に行なわれる。御座替は一年に一度、神田で栽培された藁草で編んだ席で、未社、本殿の神々の御座を新しいものに敷替え奉るのである。

敷替えには、まず七座の神事をもつて御座を清めた。その七座の神事とは、まず舞庭を清め、祓の神を勧請し、そのあと御座をとつて舞う奠座の舞を中心としている。この舞は素面で演じられ、曲目は

劍舞、散供、奠座、清目、勧請、祝詞、手草

の七座の舞で構成され、それが終ると神能が舞われる。この神能は、寛永の頃、出雲にいた猿樂衆の一人、猿樂太夫が余興的に行なつていた能と、佐陀社の神主たちが京都で教つた能に、宮の縁起や出雲神話を仕組んで演じたものといわれている。もともと御座清めのものであつたのが、その余風を受けた地方では、いつの時代にか能を加え、採物を中心とする祈禱の舞に交つて行つた。

高千穂神樂(岩戸神樂)の流れを汲む豊前の神樂も同様に、同じ変遷をたどり今日に及んでいる。

横代神樂の曲目は

大祓い、米撒き、奉幣、手草、みさき、御福、折敷、五行、劍の舞、鯛釣り、四つ鬼、両鬼、田鋤、岩戸開き、湯立、木登り、綱みさき

の十七曲である。これは同じ赤幡神樂の系統である京都郡城井村の「横瀬神樂」の曲目

大祓、散米行事、折居、みぶく、手草の舞、五行の舞、天孫降臨の舞、花神樂、一人劍、折敷の舞、四方

鬼、岩戸前章

や黒田神樂(京都郡)の曲目の

米撒き、みぶく、手草、五行、とうこう、御先、尻屋根、両鬼、鉦女の命、岩戸開き

に比らべると、曲名だけではなく歌舞にも多少の相違がある。

曲目の概要



おきな面

1 大祓い

舞人全員。一名は神主で狩衣、白袴、立烏帽子。残り全員は無衣、白袴、立烏帽子。採物は大幣とシヤク板。神前に向かって一同併列し、「みそき祓」「中臣祓」の祝詞を奏上する。

2 米撒き

舞人一人。緋の狩衣と緋の袴をつけ立烏帽子。舞振りには、三宝に白米を入れて出場し、四方または中央に米粒をひとつまみ撒く。これは御座を清める意味を持っている。

3 奉幣

舞人一人。狩衣（色は何色でもよい）白袴、立烏帽子。左手に大幣、右手に鈴を持って舞う。四方の神々に御幣帛を奉る感謝の舞である。

4 手草

舞人二人。それぞれ赤と緑の舞衣をつけ、いずれも緋の袴、立烏帽子。採物は一人は扇、一人は笹を持つ。舞振り、採物、ことに言上の詞から察すると、降神の思想にもとづく四方堅めであり神の憑りどころを定めるものである。

言 上（掛歌）

左側「ひもろぎのへだてばかりをしるしまでなきこそ神の心なるらん」

右側「そもそも神を祭るには、花の時には花を持ってまつり、また笛、鼓、太鼓を持って唄い舞いまつるべし」

左 「ただすくなれや神心」

右 「みたぐさの舞いつる道にあやをはえ」

左 「身を清め心を見がき参りみる」

右 「櫛ばや立ち舞う袖の追風になびくは神の心なるらん」

右 「あらた年、目出度と申す、この御社内に、さし出で拜し奉る。陽は陰にそむき、くに民の榮え、山と村との榮え、いわんやまします昼夜の神は、〇〇神社と申し奉る」

合唱「手草を手に持ちて、そもそも天神地祇の聞し召し、天の音楽を雲によせ、黄金の真砂をみごさとして、昼夜のときに行なえば、白いう花も雨と降る。これもお楽の音やらん、心よきこそ澄み渡れ」

二 「東の方は、きのえ、きのとの方なり、木徳神の神と申し奉る」

三 「南の方は、ひのえ、ひのの方なり、火徳神の神と申し奉る」

四 「西の方は、かのえ、かのの方なり、金徳神の神と申し奉る」

五 「北の方は、みづのえ、みづのの方なり、水徳神と申し奉る」

六 「中央の方は、つちのえ、つちのの方なり、土徳神の神と申し奉る」

5 みさき（岬鬼、御先駆鬼ともいう）

舞人二人。神主は、る染の狩衣に白袴、立烏帽子。鬼は錦の狩衣、袴、面をつけ赤毛の毛頭。

採物。神主は大幣と鈴。鬼は扇、しかん杖を持つ。

舞振り。天孫降臨と聞いた猿田彦は出迎えのため、しかん杖を打振り現われる。神々は猿田彦を敵と間違え、そのため争いとなる。やがて問答のあと、猿田彦は神に説き伏せられ、しかん杖を神に捧げ、御幣をいただく

と道案内の御先駆となる。甲申の舞ともいう。

言上

神主「せいたかや、せいしづかなる宮の内、なほ、豊かなれやみ注連繩の内」

鬼「清くひらけし神の地に、まがうならば誰か知るべし」

神「しきん、さんさい、四方八方み注連繩を引き、八つ足の机をかざり、みけみけ草の品をかざり、今日國は平安、うぶく繁榮のまつりごとを致さんと欲す」

鬼「知らずして踏み迷いぬるや神地やの、今あらため見る道の一筋」

神「其のかみ、御大神皇孫瓊々杵命、今だ此の地に御降臨ましまさざるのとき、天上高天原より、地は瑞穂の国を生み給うより、御人（土人カ）はその威を振り、螢火の輝きはなし、草木／＼を致さんと欲す。不敬なれや、退散あれや退き給え」

鬼「それみさきと言えは、一体神明の分身なれば、神と見えぬも道理かな、毛角（ぼうかくカ）三尺にして眼の光り、あながち（赤酸醬カ）の如し、口は一心なるが故ににうわの形、しかんや源ある時、天にも赤き地にも赤き、しかん杖ひさげ見るところ、国こそ多けれ、豊れんしん（豊の前州カ）企救の郷里、当所うづめ社広前において、笛、太鼓、鼓の音を発し（嘩しカ）とう、たいこ如何なれ給うこと澤立つなれば、われを道先（道祖カ）荒神（庚申カ）と奉るべし」

神「只今の一句を拜文（聞カ）し給えば、みさきの神に疑いなし。千代の御神樂を奏し給え」

鬼「まことに神主の仰せの如く、にうわの形となること間違いなし。我が持てるしかん杖を渡す」

神「ように都（宮戸カ）をふみ鎮め給え」

この曲は、横瀬神樂の「天孫降臨の舞」にあたる。その中で神主と鬼は、猿、田、彦と細女になっているが、両方とも鬼面と烏帽子狩衣の神職姿は同じである。

内容は天竜川の流域、三河地方に伝わる「花祭」の「櫛鬼」に近いもので、「櫛鬼」も鬼と櫛を持った浄衣姿の人との問答形式になっている。

この櫛を持った人とか、横代神樂の大幣を持った神主は、神事に発生の起源をもつ諸芸能においては主役をとめ、採物に神霊がやどり、または、それを手にして振れば神霊が発動すると思われる原始以来の信仰思想による神人であった。

この神人は、神と交通の出来る人であり、神との対談によってその来意を説明し、代弁することが出来るときれた。

6 御福（みふく）

舞人四人。

久々能知神（東方）紫の舞衣。

金山比古神（西方）白の舞衣。

火具土神（南方）赤の舞衣。

水波能売神（北方）黒の舞衣。

いずれも白袴、立烏帽子を着用。

舞振り

四人の舞人四隅に立ち、みふくの歌を斉唱しながら舞う。東に久々能知神、西に金山比古神、南に火具土神、

北に水波能売神、中央に埴安比古神を拜して、春、夏、秋、冬、四節、四土用の加護を祈る。

言上（掛歌）

齊唱「みやこをさし出で拜めば神降る。ああや、こうや」

東方「八雲たつ出雲八重垣つまごめに八重つくるその八重垣を」

南方「中臣の払ひ払ひていさぎよく人の心に神ぞ留る」

西方「榊葉やたち舞ふ袖の追風になびくは神の心なるらん」

北方「心だにまことの道にかなひなば祈らぬとても神や守るらん」

四人「そもそも天神地祇のきこしめす天のおがくも、雲によせ、黄金の真砂をござ（御座カ）として、昼夜の時を行えば、しらそう花も雨と降る。これもお楽の音やらん、所（こころカ）よきこそ澄み渡る」

四方固めの言上

「東方の御神は、くぐのちの命と申し奉る」

「南方の御神は、かごつちの命と申し奉る」

「西方の御神は、金山彦の命と申し奉る」

「北方の御神は、みづはなめの命と申し奉る」

「中央の御神は、はにやす姫の命と申し奉る」

7 折敷（おしき）

舞人一人。緑の舞衣、白袴、立烏帽子。

舞振り。両手に持った二枚の盆の上に、白米七合を盛り、それをこぼさぬように舞う。

収獲の喜びと感謝の舞といわれるが、横瀬神楽の「御服」「折居」に共通するもので、「手草」「御福」の持つ、浄めの意義をもっている。

8 五行（ごぎょう）

舞人六人。

剣振りはそれぞれ赤毛の毛頭、白衣、陣羽織を着用し、背に月、火、金、水の文字の紋、たっつけ袴、手に刀を持つ。

中央の神、土神は毛頭に黒面、陣羽織を着用し背に土の文字の紋、錦の袴、手には刀と扇を持つ。

神主（勅使）は緑の狩衣、立烏帽子。左手に大幣、右手に五色（緑、赤、白、黒、黄）の小幣を持つ。

はじめ、木、火、金、水の神、次に土神が現われ、入り乱れて豪壮な剣の舞を展開する。これによって各神がその領域を争い、季節を乱すことになる。

そこに御使足長穂命が天降りまして、各神を押え、春、夏、秋、冬の由来を説き、本分を教えて五行陰陽の道を命じる。

言上（掛歌）

さてもこのにしきじに、悪事災難ましまして、さそうりうびやっこう、げんやくごうむしじんそうおうの地なり。汝鎮めの神とは

東方の神「木の神くぐのちの命と申す」

南方の神「火の神かごつちの命と申す」

西方の神「金の神金山彦の命と申す」

北方の神「水の神みづはなめの命と申す」

中央の土神「それ天地開けしより、われ六人と現れ、身にはごとごとの鎧を着、左の手には水の玉を手持ち、右の手には水の玉を手持ち、先ず東は甲、乙（きのえ、きのと）南は丙、丁（ひのえ、ひのと）西は庚、辛（かのえ、かのと）北は壬、癸（みづのえ、みづのと）火の数は二百八十余間日（まび）牛寅を枕に生ずる主なり、これに新地（神祇カ）を給わり候へ」

東 「さほど智慧賢きときの、かどいる御神のときに生れ参り、そのとき真剣をもって、打伏せのそのとき、東方の精（勢力）揃え、木を持っておうじよう（王子カ、黒田神楽の「五行」は各神を王子としている）を討たん」

土 「その時、風となり、木をもさんざんに打ち砕き、木にもうたれん」

南 「その時、火となり、おうじようを焼かん」

土 「その時、雨となり、火をもさんざんにふり消し、今だ火にも焼かれん」

西 「その時、剣を持っておうじようを切らん」

土 「その時、大磐石の岩となり、剣をもさんざんに打ち砕き、今だ剣にも切られん」

北 「その時、水となり、おうじようをはかい流さん」

土 「その時、わどめのかめとなり、池の水をあちらこちらに住みまわり、今だ水にも流されん」

神主「かしまし此（木カ）の葉の下行くせせら水鳴り鎮めて言の葉を聞け。昔、伊弉諾、伊弉册命、我が生める国のみありて、あさぎりの変りみてるを、あなのぞみたまひ、吹き払う。みぎはみとなりたまう、国土

にじよ正したまうは、しなかつ姫の命とは、おのすがことなれり（筆者注||口誦による脱漏か、あまりに

も簡略すぎて意味を伝えていない。黒田神楽には「……我が生める国を朝霧のみあって、かほり満てるかなと宜ひて、ふきはらいの御幸神となる。其の名をすなかつ、ひこの命と申すは、みづからが事なりし」とあり、この方が正しさを保っているようである）然るところ五行の神の御職は、それがしの所望に分け

奉まつらん。東西南北の神は、土人（土神カ）と共にまつまづ御鎮まり候へ」

神（東）「これよりさき東方の御神に向いて申さん。春三月の内七十二日を領受し、残る十八日を三月の土用と名付け除きおき、位いは中央土人の所望に奉る。青き御神にましますば、青き御手倉奉る。真剣を鞘に納めて、東方護りの神当に御立ち候へ」

南 「これよりさき南方の御神に向いて申さん。夏三月九十日の内七十二日を領受し、残る十八日を六月の土用と名付けおき、位いは中央土人の所望に奉る。赤き御神にましますば、赤き御手倉奉る。真剣を鞘に納めて、南方の護りの神当に御立ち候へ」

西 「これよりさき西方の御神に向いて申さん。秋三月の内七十二日を領受し、残る十八日を九月の土用と名付けおき、位いは中央土人の所望に奉る。白き御神にましますば、白き御手倉奉る。真剣を鞘に納めて、西方の護りの神当に御立ち候へ」

北 「これよりさき北方の御神に向いて申さん。冬三月、七十二日を領受し、残る十八日を十二月の土用と名付



おしきの神

けおき、位いは中央土人の所望に奉る。黒き御神にましますば、黒き御手倉奉る。真剣を鞘に納めて、北方の護りの神当に御立ち候へ」

中央「これよりさき中央の御神に向いて申さん。春三月の内十八日、夏三月の内十八日、秋三月の内十八日、冬三月の内十八日、合せて七十二日にて候らわば、位いは中央土人の所望に奉る。黄なる御神にましますば、黄なる御手倉奉る。真剣を鞘に納めて、中央護りの神当に御立ち候へ」

土「さても風神にてましますや、東西南北の御地の切れぎれはしばしは、なんの重用（じゅうよう）にも立ち申さん」

神「最もなる儀にて候。さあるに於ては、大槌（大土カ）七日、小槌（小土カ）九日、それに二期の彼岸を加えて進上するにて候ば、これにて御鎮まり候へ」

土「姉の姫宮四人持ち、これに新地（神祇カ）を給わり候へ」

神「姉の姫宮には八千十万うるふとて、それに目毛日、義毛日、御毛日を加えて進上するにて候ば、これにて御鎮まり候へ」

土「女の子になきと申すは古き文にて候や、今我が前に拜し奉り候」

神「女の子の知行わく（分）の儀は、風神の身上にはかりがたく候」

土「風神は、以前より御知行わけて官拜殿を建立し、土つかい、繩つかい土用のまび（間日）を教えるに候」

神「一段恭じけなくお援け候」

土「春来れば鳥見の山に駒ぞ伏す夏野に立つはうさるなりけり」

神主復唱

土「秋も鳥羊の歩みいかなるや冬寅海はい（げカ）しかるらん」

神主復唱

土「犬、牛、龍、馬と御つかい候」

神「犬、牛、龍、馬とは、犬はるぬ（戌）、牛はうし（丑）、龍はたつ（辰）、馬はうま（午）にて候。さあらば此の間七十二日間、一心に舞い鎮め候間、これにて御鎮まり候へ」

舞振りや言上の内容に、かなり陰陽道的なものがうかがえるが、中央四方の精霊、鎮魂事を通じ、古い信仰の息吹きがひそんでいる。

9 剣の舞（金神の舞ともいう）

舞人一人。袖なし白衣、たつつけ袴、たすき掛。

採物は大幣と刀五本。

この種の曲目は伊勢太神楽の中に多く残っている。

太神楽は、獅子舞を主としたものであるが、余興的に散楽風な曲芸や、地狂言を仕組んで演じていることが特徴で、桑名市太夫町の伊勢太神楽には「剣の舞」「剣三番叟」「刀玉」などの曲が盛んに行なわれている。

また伊勢流神楽の系統である秋田県の保呂羽山禰月神楽でも、湯立の中に戦没した武士たちの霊を弔う「剣舞」がある。

10 田鋤（たすき）

舞人一人。白衣と袴。白木綿のたすきをかける。

両手に空盆を持って舞う。
豊作の喜びを祈り、田鋤をたすきに掛けて、耕作を意味する舞である。

11 四っ鬼

舞人四人。

いずれも赤毛の毛頭、手にしかん杖を持つ。各自それぞれ白、赤、緑、黄の狩衣に袖なしを着用。たっつけ袴。面は、みさき面（茶色）磐若面（白色）黒面、天狗面（赤色）を使用する。

これは岩戸神話の「岩戸がくれ」による四方の鬼の跳梁と解されているが、四方の鬼、すなわち四方の支配者を意味するものかも知れない。

12 両っ鬼

舞人二人。

衣装は四っ鬼と同じ。男鬼は赤面、女鬼は白面。

「みさき」と同じ意義を持つもので、この場合、登場人物は猿田彦命と鉦女命あめつづのみこととしている。

言上

赤鬼「日本を孫国となさばやと存じて候」

女鬼「神風吹かば心さみしゆうなつて候」

13 鯛釣り

舞人一人。なげ頭布、一面、赤の舞衣に白袴をつける。

えびす神の姿で現れ、釣糸の先に菓子などをつけ、見物の中に投げて子供たちを喜ばす。余興的なものである。

14 岩戸開き

舞人六人。

天児屋根命

なげ頭布。おきな面、白の狩衣に白袴。

右手に大幣、左手に扇を持つ。

大玉命

毛頭、赤天狗面、錦の狩衣に袴。

右手に大幣、左手に鈴を持つ。

恩兼命

毛頭、茶天狗面、錦の狩衣に袴。

右手に櫛、左手に鈴を持つ。

月讀命

毛頭、黒面、錦の狩衣に袴。

右手に弓、左手に矢を持つ。

天鈿女命

頭に瓔珞ようらく、緋の狩衣に袴。

右手に篋、左手に扇を持つ。

大力男命

毛頭、赤鬼の面、錦の狩衣に袴。

右手に大幣、左手に扇を持つ。

須佐之男命が、農作を荒し祭祀を汚すという悪行をかきねたので、これを憤った天照大神は、天の岩戸に籠ってしまふ。

このため葦原の國すべてが闇となって、災いが一時に起つた。智者の天兒屋根命の謀いで、事の吉凶を占せ、幣帛を捧げ準備を終えて声高く祝詞を奏した。このとき天鈿女命は臆する色なく、足拍子も高く舞をまつた。これを見た神たちは、その舞振りの面白さに高声で笑う。天照大神は何事かと思つて岩戸を細目に開けた処、天兒屋根命が鏡を差出して大神の姿を映す。大神はいよいよあやしく思い、少し戸から乗り出したところを隠れていた手力男命が、懸命に岩戸を開き、ついに大神を引き出した。これによつて高天ヶ原も、葦原の國も再び照り輝いたという、古事記の伝承を演劇化した舞である。

言上

こやねの舞

こやねの命を仰せ候や、おきなは如何なる神命にて候や

太王の命

太王の命を仰せ候や、おきなは如何なる神命にて候や

思兼の命

思兼の命を仰せ候や、おきなは如何なる神命にて候や

月讀の命

月讀の命を仰せ候や、おきなは如何なる神命にて候や

うづめの命

さいはい、さいはい。只今神の広前に、ちかつて諸式の御まなじりをかざ向けば、みを鹿のやつを、ふり立てふりたてきこし召せと申す。

岩戸

手力男命を仰せ候や、おきなは如何なる神命にてましますや。

(囃子より)

手力男命にて候や、早く岩戸を御開き候へ

15 湯立神楽

囃方三人、湯鎖め役、火鎖め役、神主、鬼、湯持ち、綱番三人。

衣装

囃方(白衣、袴) 神主(舞衣、たっつけ袴、立烏帽子) 鬼(天狗面、袖なし、たっつけ袴、しかん杖) 湯鎖め役、火鎖め役(白衣、白袴、素足)

神社前広庭または神楽殿前の広庭に、四本または三本の竹笹か櫛を立て、九尺四方に注連繩を張る。

その中に三十三把の薪木、頭身大の五徳(四尺)に釜をかけ火を焚く。炭火になつてから、湯立て出場者一同、神前にて清め祓いをし、それが終つて行事に入る。

(一) 注連繩の中央には櫛台を置き、神鏡を飾り御幣を奉り、白米、かけ鯛、塩、その他海幸、山幸の御供えを

して、神主が祝詞を奏上する。(湯立行事終了まで)

(二) この後、湯鎮め役が出て祝詞奏上、終ると湯葉、人形を釜の湯につける。

(三) 初湯を神前に供え、湯車(笹)に小幣をつけて献う。

(四) 火鎮め役が出て祝詞を奏上する。九字の印を切り、五徳の下の置火を鎮め、炭火の上を素足のまま三本足の五徳の下を、正面より向って左から右へ各三回繰返し入る。火渡りの行事である。

(五) 囃子が早くなると、神主、鬼が入ってきて火渡りを行ない、直ちに木登りに向う。

16 木登り

湯立ての位置より六メートル位の所に、長さ五メートル以上の杉丸太を立て、三方を麻綱で張る。

火渡りを終った神主と鬼は、木登りの場所に来ると、まず神主が先に杉丸太を登り、上に登りついたら幣を切つて落す。それを見た鬼はすぐにかけて登り、神主を追う。木から綱へ、綱から木へと、両者は追いつ追われつ、曲芸もどきの逆さ急降下などを繰返して終る。

17 綱みさき

舞人二人(神主、鬼)

神主と鬼が麻綱を引き合つて綱引をし、最後に鬼が、神主に巻き上げられて終る。

む す び

今日、多くの地方に伝承され演じられている神楽は、能、猿楽などの先行芸能の要素と内容を探り入れ、さらに散楽の曲芸を加えて多彩なものになっている。

横代神楽をはじめとして豊前の神楽も、これらと同じような内容を見ることができ、出雲神楽の強い影響を受けながらも、伊勢神楽の湯立や足ぶみの多い折禱の舞、山伏神楽や、獅子舞を中心とする散楽の曲芸の多い太神楽などの諸系統が混り合っているのが特長といえよう。

例えば、奥羽地方の山伏神楽は、太平洋側では「権現舞」あるいは「能舞」ともよばれているが、その中で、有名な岩手県早池峰の大償神社の「権現舞」に「三本剣」や散楽の「盆舞」があり、また桑名市太夫町の太神楽にも「四方の舞」「剣の舞」などがある。

これは横代の「五本剣」「剣の舞」にあたるものである。

さらに、長野県下伊那郡天竜村坂部の「冬祭」にも、横代の「鯛釣り」にあたる狂言「魚釣」がある。

こうした諸系統の交り合いは、九州に入った神楽の持つ特質でもあるが、横代神楽も神舞を主として狂言、散楽を余興的にそえて構成されていることにも興味深いものがある。

ことに舞振りや採物、言上、神楽歌は、ほかの豊前神楽に比らべて、かなりの相違があり、このことは研究の余地があり、興味をそそるに充分である。口誦の誤りか、近頃多い観光的な行事出演に際し、演舞の時間を短かくするために簡略化されたものか、いずれ別の機会に考察してみたいと希っている。

少年の頃、夜神楽が好きでよく見に行った。

私の生れた飯塚は、ボタ山と泥炭の川にかこまれた炭鉱町であったが、さいわいに附近の村々には獅子舞と神楽が盛んであった。

老杉に囲まれた鎮守の社で、赫々と燃えつづける篝火に映し出された天狗面の妖怪な形相は、笛と、太鼓と、

すり鉦のはげしい調和から脱け出して、今にも襲いかからんばかりの迫力で、私をにらみつけた。

少年の私は、恐怖に震えながらも、天地の静寂あめつちしじまの中で、展開される太古の幻覚を、神楽の世界に辿っていた。神の座に行なわれる祭が、豊作をねがい、悪疫を退除する祈りと共に、人々の幸せを祈り、招魂、鎮魂を意図するものであるという意義は、幼ない私にわかるはずがない。ただ神楽の持つ演劇性や、散楽風な曲芸の内容にふれていることだけが、ただ何となく楽しかったに過ぎない。

今、祭行事の民俗芸能にいえることは、かつて私が少年時代に抱いたと同じように、招魂、鎮魂の思想を意識することが、きわめて少ないような気がする。

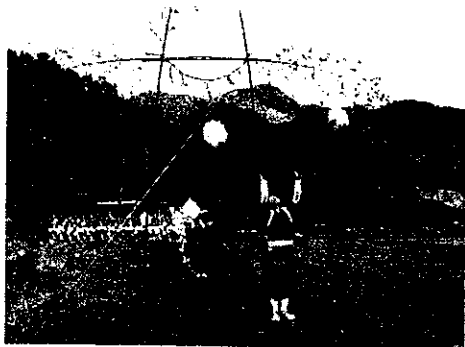
しかし意識上の問題はともかくとして、今日また多くの民俗芸能が、あの小さな町に、この山峡の村に、ひそかに息づいていることは、日本民族の誇りであり、喜ぶべきことである。

現在、北九州市内に残っているこの種の民俗芸能は、まことに大切なものである。

人々のころのふるさととして、こうした祭行事に根源した芸能を、いつまでも遺し伝えてもらいたいものである。
(教育委員会文化課)

参考文献 日本の古典芸能第一巻 神楽(平凡社) 日本民俗資料事典(第一法規出版社) 民俗学辞典(民俗学研究所)

福岡県郷土芸能(福岡県文化財資料集刊行会)



道 行 き

道 原 楽

谷 端 勲

(一) 道原楽の発祥と伝承

足利時代の末期、弘治(一五五五)永祿年間、豊後の太守大友義鎮は、中国の雄毛利氏と覇を争う。豊後の山野は戦場となり、切支丹を信奉せる大友軍は、此の地方の神社仏堂、悉くを焼く。民家も兵火に罹りて、旧記、古文書的一切を失い、残るものがない。

「応永戦覧」に、応永六年(一三九九)二月二十日、大内盛見公、菅王子滝見の条に、「三岳城々主、長野三郎左右衛門胤盛、接待、舞楽を奏して、歓待した、云々」とある。

道原楽が、文献にあらわれた始めである。

一子相伝、門外不出とされて、楽についての説明など一切なく、ただ一巻の縁起書だけである。「縁起書」は徳川時代、藩主、小笠原氏によって奨励された頃、寛保二年(一七四二)秋、菅滝権現社社僧金龍院堯覚法印の



昭和四十五年三月発行

北九州市文化財調査報告書第六集

北九州市の民俗芸能

発行 北九州市教育委員会

印刷 合資会社 吉田印刷所